

秋田県収用委員会告示第3号

秋田県収用委員会は、起業者国土交通大臣から平成31年1月22日に裁決申請のあった一級河川雄物川水系雄物川中流部改修工事及びこれに伴う市道付替工事に係る土地収用事件（平成30年秋収委第23号）の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則（昭和51年秋田県収用委員会告示第1号）第6条の規定に基づき、公告する。

平成31年4月9日

秋田県収用委員会会長 面山 恭子

- 1 審理開始の期日 平成31年4月18日 午後2時30分
- 2 審理開始の場所 秋田市山王四丁目1番2号
秋田地方総合庁舎6階 総605会議室